

市町村	具体的な要件	連絡先
函館市	<p>次のアおよびイに掲げる要件に該当すること。</p> <p>ア 函館市に在住歴がある、または函館市内の高等学校、高等教育機関もしくは高等支援学校に通学したことがあること。</p> <p>イ 次の(ア)または(イ)に掲げる要件に該当すること。</p> <p>(ア) 次のaからeまでに掲げる就業に関する要件のいずれにも該当すること。</p> <p>a 就業先について、函館市が移住支援金の対象として函館しごとネットに掲載している求人にマッチングのうえ、就業すること。</p> <p>b 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。</p> <p>c 上記aの函館しごとネットに掲載された法人（以下「関係人口移住支援金対象法人」という。以下同じ。）に就業し、交付申請時において当該法人に連続して3か月以上在職していること。</p> <p>d 当該法人に、移住支援金の交付申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。</p> <p>e 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。</p> <p>(イ) 次のaからdまでに掲げる起業に関する要件のいずれにも該当すること。</p> <p>a 交付申請時に函館市内で個人事業の開業または株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特別非営利活動法人等の設立を行い、その代表者として、法人の登記または個人事業の開業の届出を函館市内で行っていること。</p> <p>b 雇用保険法第7条の規定に基づき、雇用保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第9条第1項の確認を受けた者を1人以上雇用していること。</p> <p>c 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業またはこれに類する風俗営業（同条第1項に規定する風俗営業をいう。）でないこと。</p> <p>d 当該個人事業主、法人または法人の役員が、函館市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団、同条例第2条第2号に規定する暴力団員、同条例第6条に規定する暴力団員等または暴力団関係事業者等に該当する者でないこと。</p>	<p>経済部雇用労政課 (0138-21-3309)</p>
釧路市	<p>①②のいずれにも該当し、転入後に①により就業する者</p> <p>① 釧路市UIターン就職マッチング事業に求職登録していること</p> <p>② 転入時に60歳未満であること</p> <p>※下記ア～ウに該当する場合は年齢制限なし</p> <p>ア 市内の高校、専門学校、短大、高専、大学を卒業したこと</p> <p>イ 市内に2親等以内の親族が居住していること</p> <p>ウ くしろお試しワーキングホリデーに参加したことがあること</p>	<p>産業振興部商業労政課 (0154-31-4611)</p>
室蘭市	<p>①本人もしくは同一世帯の者が北海道内の出身であること。または、本人もしくは同一世帯の者の3親等以内の親族が北海道内に在住していること。</p> <p>②過去に室蘭市に対し、移住相談をしていること。</p> <p>③①または②の条件を満たしたうえで、「市内の専門学校等に入学」または「市内で起業」すること。</p>	<p>企画財政部企画課 (0144-32-6039)</p>
苫小牧市	<p>次の1～3の要件を満たすもの</p> <p>1.対象範囲（いずれかに該当するもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人又は世帯員が苫小牧市オーダーメイド移住ガイドを利用</li> <li>・苫小牧市に在住歴があるまたは、市内の高校、高等教育機関を卒業</li> <li>・直近5年のうち、3回以上本市へふるさと納税をしている</li> </ul> <p>2.年齢要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・転入時の年齢が50歳未満または、16歳未満の子がいる世帯</li> </ul> <p>3.就業要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の事業所へ就業（転勤、公務員を除く）</li> </ul>	<p>総合政策部政策推進室 政策推進課 (0144-32-6039)</p>

市町村	具体的な要件	連絡先
芦別市	<p>次に掲げる事項の全てに該当すること。ただし、起業した者については、ア及びイの事項に限る。</p> <p>ア 本市出身者又は本市へふるさと納税をしていたこと。</p> <p>イ 市内で就業又は起業した者であること。</p> <p>ウ 就業者にとって3親等以内の親族が、代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。</p> <p>エ 勤務時間が週20時間以上の無期雇用契約に基づき就業し、申請があった日において、連続して3か月以上在職し、かつ、当該申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。</p> <p>オ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でなく、新規の雇用であること。</p> <p>※アの本市出身者とは、次に掲げる事項のいずれかに該当する者であることをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本市内の企業に通勤していたこと。</li> <li>○ 本市内の高校に通学していたこと。</li> <li>○ 本市に住所を有していた者が世帯の構成員に含まれていること。</li> <li>○ 本市に親族が居住していること。</li> </ul>	<p>企画政策課 まちづくり推進係 (0124-27-7061)</p>
赤平市	<p>赤平市に転入し、かつ市内で新規就業、就農、または起業する者で、次のいずれかの要件に該当する者。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.本人又は同一世帯に赤平市出身者がいる者。</li> <li>2.本人又は同一世帯の者が過去に連続して1年以上赤平市に在住していた者。</li> <li>3.本人又は同一世帯の者が三親等以内の親族が赤平市に在住している者。</li> <li>4.赤平市に移住する直前の5年間に2回以上、本市にふるさと納税をしている者。 ただし、1年で複数回寄附した場合は1回とみなす。</li> <li>5.赤平市おためし暮らし住宅事業を利用した者。</li> </ol>	<p>企画課企画調整係 (0125-32-1834)</p>
名寄市	<p>転入日時点で、申請者もしくは配偶者のいずれかが40歳未満であり、かつ、就業または起業する方で、次のいずれかに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名寄市に在住歴または在籍歴のある方もしくは三親等以内の親族が名寄市に在住している方</li> <li>・名寄市での移住体験を経験している方</li> </ul>	<p>総合政策部秘書広報課 (01654-3-2111)</p>
根室市	<p>次の1. 支援対象範囲の要件のいずれかを満たし、2. 就業要件を全て満たす者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 支援対象範囲（次の①～④のいずれかに該当） <ol style="list-style-type: none"> <li>①本人または世帯員が過去に連続して1年以上根室市に在住していた者</li> <li>②本人または世帯員の3親等以内の親族が根室市に在住している者</li> <li>③本人または世帯員が根室市移住体験住宅を利用したことがある者</li> <li>④根室市へ移住する直前の5年間で1回以上根室市にふるさと納税をしている者</li> </ol> </li> <li>2. 就業要件（①～⑫全てに該当） <ol style="list-style-type: none"> <li>①市内事業所へ就業すること。</li> <li>②官公庁でないこと。</li> <li>③資本金10億円以上の営利を目的とする私企業でないこと。</li> <li>④みなし大企業でないこと。</li> <li>⑤本社所在地が東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県以外の場合は、勤務地限定型社員であること。</li> <li>⑥雇用保険の適用事業主であること。</li> <li>⑦風俗営業者でないこと。</li> <li>⑧暴力団等と関係を有さないこと。</li> <li>⑨就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人又は個人事業主への就業でないこと。</li> <li>⑩週30時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において当該法人又は個人事業主に連続して3ヵ月以上在職していること。</li> <li>⑪当該法人又は個人事業主に移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。</li> <li>⑫転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。</li> </ol> </li> </ol>	<p>商工労働観光課労政担当 (0153-23-6111)</p>

R5年度 移住支援金関係人口実施市町村一覧

市町村	具体的な要件	連絡先
石狩市	次の1～2の要件を満たすもの 1.対象範囲 ・石狩市に在住歴があるまたは、石狩市内の高等学校又は大学を卒業 2.年齢要件 ・転入時の世帯主の年齢が50歳未満の世帯	企画経済部企画課 (0133-72-3161)
当別町	次の①、②の全てを満たしていること  ①次のいずれかの世帯要件を満たすこと a.世帯すべての者が申請時に50歳未満であること b.申請時において、中学生以下（出生から15歳に達する日以降の最初の4月1日までの間にある者）の子どもを扶養し、同居している世帯であること  ② 次のいずれかの関係人口要件を満たすこと a.次のいずれかの要件を満たしている方が、勤務先がさっぽろ連携中枢都市圏内の企業に正規就労し、5年以上継続して勤務する意思があること ・町内の小中学校・高校・大学を卒業していること ・3親等以内の人物が町内に居住していること b.過去に「ふるさと納税」を、直前の5年間のうち通算3年以上寄附したことがあること c.住民票を移す直前の5年間のうち、ふるさと納税を50万円以上納付していること	セールス戦略課 ふるさとプロモーション係 (0133-23-3042)
古平町	古平町に転入し、かつ町内で新規就業、または起業する者で、次のいずれかの要件に該当すること 1. 本人又は同一世帯に古平町出身者がいる者。 2. 本人又は同一世帯の者が過去に1年以上古平町に在住していた者。 3. 本人又は同一世帯の者で三親等以内の親族が古平町に在住している者。 4. 古平町に移住する直前の5年間に2年以上、本町にふるさと納税をしている者。	企画課企画防災係 (0135-42-2181)
仁木町	次の①又は②のいずれかに該当すること ① 仁木町が実施する短期農業体験の利用を行い、町内において土地を取得し就農する者。 ② 転入時に50歳未満であって、移住前5年間で3年以上仁木町にふるさと納税をした者。	企画課未来創生係 (0135-32-3953)
湧別町	次の①及び②の要件を満たす者 ① 転入時に40歳未満であり、就業先が決まっている者（転勤による移住を除く） ② 湧別町移住体験住宅を利用したことがある者、または、湧別町が出展した移住フェア等において移住相談を受けたことがある者	商工観光課 商工観光グループ (01586-2-5866)

市町村	具体的な要件	連絡先
白老町	<p>次の1～3の全ての要件を満たす者</p> <p>1. 対象範囲は次のいずれかの要件に該当する者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・しらおいファンクラブの会員（白老町に愛着を持ち、ファンとして積極的に活動する意思があり、専用ウェブサイトから登録を行った者又は東京白老会の会員をいう。）であること。</li> <li>・白老町へ移住する直前の5年以内に2回以上、町内で開催した滞在を伴う事業に参加したことがあること。</li> <li>・白老町へ移住する直前の5年以内に2回以上、白老町ふるさとGENKI応援寄附金の寄附をしていること。ただし、1年間で複数回寄附をした場合については、1回とみなす。</li> <li>・白老町出身者（白老町で生まれ、小学校以上を卒業した者）又は同一世帯内に白老町出身者がいる者</li> <li>・白老町内に3親等内の親族が居住している者</li> <li>・白老町内の高等学校又は専門学校に通学していた者</li> </ul> <p>2. 年齢要件は次の要件に該当する者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・転入日において年齢が40歳未満であること。</li> </ul> <p>3. 就業要件は次のア又はイに該当する者であること。</p> <p>ア 白老町内の事業所に就業し、次の要件の全てに該当する者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において当該事業所に連続して3カ月以上在職していること。</li> <li>・当該事業所に移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。</li> <li>・転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。</li> </ul> <p>イ 町内で新規に起業し、開業等の届出をしていること。</p>	<p>政策推進課 地域戦略推進グループ (0144-82-8213)</p>
本別町	<p>転入時で50歳未満であって、本別町内の事業所等において2週間以上の就業体験の経験を有する者で、町内において就業または起業する者。</p>	<p>企画振興課地方創生推進室 (0156-22-8121) (内線226)</p>
陸別町	<p>転入時で50歳未満であって、陸別町内の事業所等において2週間以上の就業体験を実施した者で、町内において就業または起業する者。</p>	<p>総務課企画財政室 (0156-27-2141)</p>
浦幌町	<p>転入時、55歳未満の者であって、浦幌町内の事業所等に2週間以上の就業体験をした経験を有し、町内に就業または起業する者。</p>	<p>産業課企業対策労政係 (015-576-2181)</p>
釧路町	<p>釧路町ふるさと応援団に登録している者。</p> <p>※釧路町ふるさと応援団登録要件。次の者のうち登録を希望する者。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・釧路町の出身者</li> <li>・釧路町へのふるさと納税者</li> <li>・自発的に釧路町の魅力を発信する者</li> <li>・その他、釧路町長が認める者</li> </ul>	<p>ふるさと納税推進室 ふるさと納税係 (0154-62-2310)</p>
厚岸町	<p>1のどちらかに該当し、2の要件の全てまたは3の要件に該当する者</p> <p>1. 関係人口に関する要件</p> <p>(1)厚岸町に居住したことがあること</p> <p>(2)厚岸町へふるさと納税をしたことがあること</p> <p>2. 就業に関する要件</p> <p>(1)就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと</p> <p>(2)週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3箇月以上在職していること</p> <p>(3)支援金の申請日から5年以上継続して当該就業先に勤務する意思を有していること</p> <p>(4)転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること</p> <p>3. 起業に関する要件</p> <p>事業を営んでいない者が所得税法(昭和40年法律第33号)第229条に規定する開業の届出により、新たに事業を開始したこと</p>	<p>総合政策課 政策調整係 (0153-52-3131)</p>

R5年度 移住支援金関係人口実施市町村一覧

市町村	具体的な要件	連絡先
標津町	<p>A群のいずれかを満たし、かつ、B群のいずれかを満たすこと</p> <p>—A群—</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 標津町の「ふるさと会会員」であること</li> <li>■ 「標津町ふるさと応援町民」であること</li> <li>■ 移住前の3年間で、標津町へふるさと納税を3年連続で行っていること</li> <li>■ Uターンによる移住者であること</li> </ul> <p>—Uターン移住者—</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標津町出身者、または同一世帯内に標津町出身者がいる者</li> <li>・ 標津町内に3親等以内の親族が居住している者</li> <li>・ 標津高等学校の卒業者</li> </ul> <p>—B群—</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 標津町内の事業所に就職した、または、就業先が明確に決まっている者（転勤を除く）</li> <li>■ 標津町内で就農した、または就農が明確に決まっている者</li> <li>■ 標津町内で起業した、または起業が明確に決まっている者</li> </ul>	<p style="text-align: center;">企画政策課 (0153-85-7240)</p>